

## ちょっと気になる法律コラム 「債権法改正」

弁護士 田中 勇輝

民法の重要な改正が平成 29 年と 30 年に行われ、昨年、今年と連続して施行されますので、2 回に渡って改正の重要なポイントをお届けします。今回は平成 29 年 6 月に行われた債権法改正について。

### ● 契約不適合責任

債権法が改正されるとの報道がなされていたと思いますが、いよいよ 2020 年の 4 月 1 日から改正民法が施行となりましたので、ビジネスではなく、生活に関わる点での改正について、少しご説明したいと思います。

今回の民法改正は、主に債権法についての 120 年ぶりの大改正で、多くの改正点は、これまで積み上げられてきた最高裁判所判例の考え方を明文化したのですが、そのような観点ではなく、国際的な取引ルールに平仄を合わせて改正したのが、契約不適合責任というものです。

これまでは、瑕疵担保責任といって、売買で購入した「物」が通常有する性能等を持っていなかったときに追及できる法的責任が規定されていましたが、それを契約不適合責任というものに変更しています。これまでは、売買契約時に目的物が決められたら、売主はその状態で買主に引き渡せばよく、その物に上記のような通常有する性能等を持っていないという瑕疵があった場合には、損害賠償請求や契約解除ができるという法律になっていました。そして、この瑕疵は、買主が善意・無過失、すなわち、瑕疵があることを買主が知らないか、過失なく知らなかったという場合に損害賠償請求や解除ができるということになっていました。

ところが、今回の改正で、売主は、売買契約時の状態で引き渡せばそれで契約の義務を果たしたことになるのではなく、契約で求められた内容の目的物を引き渡すことが、売主の責任であり、その引渡しをしない以上は、買主は、追完（契約の内容に適合する品質や数量の物の引渡しを求める）、代金減額、損害賠償請求、契約解除ができるということになりました。例えば、ホッチキスを買ったのに、そのホッチキスが、部品が壊れていて芯が押せない物であった場合を考えてみて下さい。物を買う際には、通常の性質を有する物を買うという黙示の意思表示が当然ありますから、通常の性質のホッチキスの売買という契約に適合する物を提供する義務が売主にはあります。そこで、買主は、ホッチキスの交換、壊れたホッチキスの時価まで代金を減額する（微々たる金額でしょうから通常は考えにくいですが）、損害賠償請求、契約解除の責任追及ができるということになります。

なぜ、ホッチキスのような安価な物を例に出したかということ、例えば中古車である場合などには、通常は契約書が作成されるからです。

そうすると、今度はこの契約書の中身によって、当該契約に適合する目的物というのは何かというのが契約書や当事者の意思の解釈によって決まってしまうわけです。例えば、契約書には現状引渡しで契約不適合責任は負わないと記載されていることもあるでしょうから、そうなれば、原則として中古車に瑕疵があっても、責任追及はできないこととなります。ですので、売主側も買主側も、これまで以上に、契約書の内容には注意をしないといけないということになります。また、売主側にとって責任が重くなると思われる点は、条文上、瑕疵について買主の善意無過失が要求されておりませんので、買主が、瑕疵があることを知っていた場合でも責任が認められてしまう可能性が高いです。この点では、売主側の責任が重くなっているといえます。



### ● 法定利息

次に、民法が定める利率が 5% から 2020 年 4 月以降 3 年間は 3% と改正されました。利率は 3 年毎に市場金利等を参考に見直していくこととされています。例えば、交通事故の加害者に対する損害賠償請求訴訟の際には、これまで事故日から年 5% の遅延損害金を請求していました。示談から判決まではそれなりに時間が経過してしまいますので、3 年経過すれば遅延損害金だけで 15% を請求できることになっており、請求においても少なからず重要なものでしたが、この重みが幾分減少することになります。

### ● 時効

また、債権法ではなく、民法総則の分野の改正ですが、一般的な債権の消滅時効が 10 年から、債権を行使できることを知った時から 5 年、債権を行使できる時から 10 年に変更されたことも大きな改正です。基本的には、取引が行われれば債権を行使できることを知っているといえますから、例えば、知人同士の貸金の消滅時効は 10 年が 5 年と随分短くなりますので、十分ご注意ください。



リーガル  
ドクター  
の  
ご  
あ  
ん  
な  
い

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。新型コロナウイルスに関連した相談が少しずつ増えています。業績不振で会社を解雇された、テナントビルの店子に家賃の減額をお願いされたので契約書を見て欲しいなど世相を反映した相談です。皆様もお困りな事がありましたら、当事務所までご相談ください。

顧問料 年間 55,000 円 (税込み)

< 土曜日 >

交通事故無料相談実施中  
離婚無料相談実施中

三井神戸ツインビル11階



[ 編集後記 ] 夏の東京五輪を楽しみにしていた半年前から我々の生活が一変しました。テレビもスポーツもイベントも何もかも自粛や中止です。また元のとおり生活が戻ってくるのでしょうか。  
(事務局 A. T)